

告示

埼玉県監査委員告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項に規定する包括外部監査人工藤道弘の監査の事務を補助する者について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月九日

埼玉県監査委員 寺 山 昌 文
 埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫
 埼玉県監査委員 宮 崎 栄 治 郎
 埼玉県監査委員 小 林 哲 也

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
小川 千恵子	埼玉県戸田市大字新曾二千二百四十二番地 G B G 北戸田リアルフォート九〇四号室	平成二十七年六月九日～ 平成二十八年三月三十一日
長内 温子	埼玉県草加市草加二丁目十九番九号	平成二十七年六月九日～ 平成二十八年三月三十一日
土屋 文実男	埼玉県さいたま市浦和区仲町一丁目十五番十六号 一二〇四	平成二十七年六月九日～ 平成二十八年三月三十一日
中澤 仁之	埼玉県深谷市稻荷町二丁目四番三十八号	平成二十七年六月九日～ 平成二十八年三月三十一日
森山 謙一	埼玉県さいたま市南区別所七丁目一番三十三号 一―五〇二	平成二十七年六月九日～ 平成二十八年三月三十一日
芳原 勝伸	埼玉県入間郡毛呂山町西大久保三百六十六番地三	平成二十七年六月九日～ 平成二十八年三月三十一日